現住所 現住所 本籍地 助産婦名簿に次の者を登録した。 本籍地 ◇鳥坂縣告示第二百三十五号 鳥取縣公報 昭和二十五年五月九日 昭和二十五年四月二十五日第一、 昭和二十五年四月二十五日第一、 東伯郡三朝村岡山大学放射能泉研究所寄宿舍內 岡山縣川上郡湯野村大字西油野三一六番地 同矢戶六〇四番地 日野郡日野上村大字霞一、 告 火每 金週 鳥取縣知事 曜日発行(株日ニ當ル) 示 西 昭和五年一月一日生 尾 一一九番地 四九二号 四九一号 第二十五年 節 愛 治 子 子 ъ£. 百月 六九 現住所 前住所 本籍地 現住所 本籍地 助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。 ◇鳥取縣告示第二百三十六号 昭和二十五年五月九日 号日 昭和二十五年四月二十五日第一、 昭和二十五年四月二十日住所変更により同年同月 同本籍地 日野郡根雨町大字根雨六一六番地 同大御門村大字殿二七〇番地 八頭郡社村大字宮原一三八番地 氣高郡東鄉村大字高路一一三番地 (第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日) 鳥取縣知事 大正十四年十二月十三日生 大正十年四月二十二日生 四九三号 愛 治

國定規終A五

第

昭和二十五 年 千 五 月 百 六 九

B

火力

矅

日

同

同

[17]

定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に 師法(昭和二十三年法律第二百三十四号)第十三條の規 浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号) 第六條、 理容

交

鳥取縣知事

西

愛

番号

交付年月日

池本

亀次

五月一日昭和二十五年

委公員益 区分 労仂委員会委員油木兵吉郎の辞任に伴い昭和二十五年四 労仂組合法施行規則第二十一條の規定に 館業法(昭和二十三年法律第百三十八号) 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第五條、 ◇鳥取縣告示第二百三十八号 月十二日次のように補充任命した。 ◇鳥取縣告示第二百三十七号 織田正三 昭和二十五年五月九日 氏名 日訂正 二十六日名簿訂正方願い出たので同年同月二十八 生年月日 八二三大 日月年正 鳥取縣知事 東米 倉吉市 〇町 住所 Ш 西 明治四十二年三月十日生 職業 無職 尾 労集山米 委局陰子 より 安公益委員院日々新聞社編別方長、前縣地區日本新聞社編 鳥取縣地方 環境衛生監局取縣技術 環境衛生監問島取縣事務大 同 间 同 同 司 昭和二十五年五月九 視更員 視更

負員

谷口

健二

间

米沢弥 山崎

郎

百

義雄

萩野

邦雄 正博

坂口

井上 米谷 山内

進

15 14 13 12 11

同 百 n EI.

同 同 同同同 同 同 同 同 同 同同 縣稅滯納者財產差押証票 縣稅檢查章 区 吉良 鳥餇 金田 久葉 新 新 石 亀 清司 正夫 周作 正博 福 廣 **茂** 由 一夫 浩 〇九 二六 番号 四八 五三 五. 四七 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 同 四月二十日返納 昭和二十五年 同同同同 间 同 间 ri) 日 冒 同 口 **交付返納年月日** 次のように返納並びに交付した。 縣稅檢查章、 本庁、岩美、 ◇鳥取縣告示第二百三十九号 岩美地方事務所 同 岩美地方事務所 鳥取縣稅務課 同 同 同 所属所名 昭和二十五年五月九日 縣稅滯納者財產差押証票及び檢稅吏員証を 八頭、氣高、 鳥取縣知事 三田 佐藤 掘田 主 同 Ī. 同 同 早苗 日野地方事務所管内において 蝕明 收穗 片 前 田 米 2726 岡 島 沢 村

眞

節

藏 藏 弓

金

吾

弓

辰

雄

愛

治

鳥取縣公報

第二千百六号

昭和二十五年五月九日

(第三種郵便物認可

 \equiv

	同	同	縣稅吏員証	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	縣稅滯納者財產差押証票	同
-	五六	五. 五.	五四四	一六二	六一	一六〇	一 五 九	五八	五七	五六	五五五	五.四	五三	五三	五.	一 五 〇	六一
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	岩美地方事務所	一同	鳥取縣稅務課	日野同	氣高同	同	同	同	八頭同	同	同	同	同	岩美地方事務所	同	鳥取縣稅務課	日野同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	冏	同	同	同	同	同	同	同
	西尾政	牧	小 林 輝	古川	村田英	平尾	田村熊	米沢眞	森岡	中原光	高野須 泰	潘 本 長	有田徳	西尾政	牧兼	小林輝	古川
	雄	延	男	勇	雄	生	藏	弓	勇	光太郎	昭	政	德 次 郎	雄	延	男	勇

鳥取縣公報

第二干百六号

昭和二十五年五月九日

(第三種郵便物認可)

Ħ.

	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	縣	同	同	檢科	同	同	同	鳥取
												縣稅檢查章			檢稅吏員証				取縣公報
	- *	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五五	一五四	五三	五三	五五二	- 五 〇	— 四 九	四三	二九	二六	二十七	一〇九	四九	第二千百六号
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同交付	同	同	同	同	同	同	昭和二十五年五月九日
	氣高同	同	同	同	八頭同	同	司	同	同	岩美地方事務所	间)	鳥取縣稅務課	岩美地方事務所	同	同	同	鳥取縣稅務課	.同	(第三種郵便物認可
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	物認可)
	対	平	田	米	森	中	高野	橋	有	西	牧	小	田	蓮	同	前	進	田	四四
1	田	尾	村	沢	岡	原	須	本	H	尾		林	村	佛		島	佛	村	
	英		熊	眞		光太郎	泰	長	德次	政	兼	輝	熊	金		節	金	熊	
	雄	生	藏	弓	勇	郎	昭	政	郎	雄.	延	男	藏	吾		蔵	吾	藏	

昭和二十五年五月九日

鳥坂縣公報

第二干百六号

五年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算(同日議决追加予算	昭和二十五年五月二日定例縣議会の議決を経た昭和二十	◇鳥取縣告示第二百四十一号		東伯郡倉吉町全部	機工工工	至			和二十五	一、檢查勢行期日		五月九日	よる。	別檢査区域及び器物提出場所は東伯郡倉吉町長の告示に	衛器、計量器第一種取締を次のように執行する。但し日	度量衡法施行細則第四十八條により東伯郡倉吉町の度量	◇鳥取縣告示第二百四十号
1.498.010	8 產業經済費 1.498.010	1 縣職員費 2.080.260	2 縣庁費 2.080,260	藏田	歲入合計 9.432.015	2 国庫補助金 6.748.245	1 国庫負担金 2.438,770	5 国庫支出金 9.187.015	3 地方配付税 245,000	1 縣 稅 245,000	欵 項 追加更正予算額 備考	蕨	昭和25年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	昭和二十五年五月九日	歲出追加予算は次の通りである。	も含む)及び昭和二十五年度特別会計災害救助基金歳入

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	00318	
 基金編入金 基金編入金 災害救助費 災害救助費 災害救助費 歲出合計 	2 線入金1 一般会計線入金	昭和25年度特別会計災害救助基金歲入歲出追加予算 歲 入 歲 入	3 多議院議員選挙費 13 諸友出金 8 繰出金 歲出合計	11 選挙費
46.927 46.927 198.073 198.073	245,000 245,000 245,000	基金碳入歲出追加予算	5,608,745 245,000 245,000 9,482,015	5,608,745
先	があるので、次のよう記	石田二ノ九七番地先	一 頁八行目 があるので、次のよう 記	Œ
一	こぼ四寸目記があるので、次のように訂正する。があるので、次のように訂正する。	石田二ノ七九番地先正	一頁八行目があるので、次のように訂正する。	誤

(第三種郵便物認可)

七